

第 26 回公共サービス改革小委員会における審議の結果報告 「国立精神・神経医療研究センター庁舎管理業務一式」 (厚生労働省)

公共サービス改革法の事業選定等に関するヒアリングについて

第 290 回官民競争入札等監理委員会（令和 4 年 12 月 12 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議した結果、ヒアリングを実施することとされた「国立精神・神経医療研究センター庁舎管理業務一式」（厚生労働省）について、第 26 回公共サービス改革小委員会（令和 5 年 2 月 20 日）においてヒアリングを行った。

1. ヒアリング内容

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下、「センター」とする。）から、事業の概要、次期調達において実施を検討している競争性改善の取組などについて説明があった。具体的には、センターにおいて、次期調達に向けて、人員配置の約半数の比重を占める清掃業務の分割調達や調達スケジュールの見直し、情報開示の拡充や総合評価落札方式の導入等の改善の取組を予定しており、まずは取組を自主的に進めることとしたいとの説明がなされた。

これに対し、委員から以下のような意見等があった。

【委員からの主な意見等】

- (1) 防災センター業務における防災実務経験の要件や設備管理業務における資格要件等の様々な資格・実績要件について、緩和が可能かどうか改めて精査をすべきではないか。（意見）
- (2) 業務分割の仕方としては、必要人員に着目した考え方もあるが、再委託の状況に着目した考え方も重要。そうした観点での精査もすべきではないか。（意見）
- (3) 業務分割は競争性の改善に一定程度有効ではあると思うが、それだけで効果を上げられるケースばかりではない。業務を分割するだけでなく、仕様そのものの改善を図ることも同じくらい重要。（意見）
- (4) 総合評価落札方式の導入を検討しているとのことだが、業務分割後のいずれの調達にも導入する想定なのか。もしそうであれば、仕様書の作り込みが重要になってくるので、しっかりやっていただきたい。（質問・意見）
(回答) 分割後の両方の調達において導入をする予定。

2. 今後の方針

改革小委員会でのヒアリングの結果、各委員からの指摘も踏まえつつ、まずは市場化テストの枠組みは用いずに、センターにおいて改善の取組を実施することとなった。

令和 7 年度の次期調達における具体的な改善取組の実施内容と調達結果については、事務局においてフォローアップをすることとした。